

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）	（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）
第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 〔一～十五 略〕	第七十条 「同上」
十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業	十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業
〔十七～二十六 略〕	〔十七～二十六 同上〕
〔2～8 略〕	〔2～8 同上〕
第八十五条 「略」	第八十五条 「同上」
〔2～4 略〕	〔2～4 同上〕
5 法第五十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトの	5 法第五十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

アドレス（（二次元コードその他）これに代わるもの）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出るものとする。

〔一～二十四 略〕

二十五 商工組合中央金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第三十九条第七項第一号の規定により届出をしなければならない場合並びに第二十七号に該当する場合を除く。）

二十六 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第二十八号に該当する場合を除く。）

〔二十七～三十五 略〕

〔2～7 略〕

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十三条 法第七十二条第四号に規定する主務省令で定める措置は

（届出事項）

第九十条 「同上」

〔一～二十四 同上〕

二十五 商工組合中央金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第三十九条第七項第一号の規定により届出をしなければならない場合並びに第二十七号に該当する場合を除く。）

二十六 商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合（第二十八号に該当する場合を除く。）

〔二十七～三十五 同上〕

〔2～7 同上〕

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十三条 法第七十二条第四号及び第五号に規定する主務省令で定める措置は

、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

2|| 法第七十二条第五号に規定する主務省令で定める措置は、電磁的

記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるもの）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。